

被扶養者(異動)届の添付書類一覧表

※印は、同居が条件

証明事項 (当健保組合の事業所間移動による再提出は不要)	提出していただく書類	書類を発行 してもらう所	配偶者・子供・孫・弟妹						父母・祖父母				※内縁の 配偶者 父母	※その他				
			配偶者	新生児	18歳未満	18歳以上	※内縁関係		本人		※配偶者			本人	配偶者			
							配偶者	子供	父母	祖父母	父母	祖父母				兄、姉、 伯(叔)父母、甥、 姪、 その配偶者	兄弟、姉妹、 伯(叔)父母、甥、 姪	
共通	被扶養者申請の際 共通して必要な書類	過去1カ年に就職していた人	1	家族状況報告書(イ)	本人記入	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		〃に就職していなかった人	2	家族状況報告書(ロ)	本人記入	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	被保険者との続柄・同居の判る書類		3	住民票記載事項証明願 ※健保指定用紙あり	市区町村	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	資格確認書を希望する人		4	資格確認書(新規・再交付)申請書	本人記入	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生計維持関係	過去1カ年就職していた人	雇用保険未加入であった人	5	雇用保険未加入証明書	事業主	○			○	○		○	○	○	○	○	○	
		退職時離職票を不要として もらわなかった人	6	雇用保険被保険者資格 喪失確認通知書(写)	事業主	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○
		雇用保険失業給付	受給前	7	雇用保険離職票NO1.2 もしくは 雇用保険受給資格者証	手もと書類	○			○	○		○	○	○	○	○	○
			誓約書	8	誓約書	本人記入	○			○	○		○	○	○	○	○	○
		受給中	9	雇用保険受給資格者証	ハローワーク	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○
		受給後	10	雇用保険受給資格者証	ハローワーク	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○
	過去1カ年就職していな かった人	所得なし	11	所得証明書	市区町村	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○
		所得あり	12	所得証明書	市区町村	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○
	就職している人	所得者	13	雇用証明書 ※健保指定用紙あり	事業主	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○
			14	給与明細(3カ月分)	事業主	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○
			15	社会保険未加入証明書	事業主	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○
	自営業者・自由業者		16	確定申告書 (白色申告の場合は収支内訳書を添付)	手もと控え(写)	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○
	農業従事者		17	農業所得決定通知書	市区町村	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○
	公務員だった人		18	退職証明書	関係所轄	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○
	自営だった人		19	廃業証明書	関係所轄	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○
学生(予備校生を含む)		20	在学証明書・学生証(写)	学校長	○			○	○						○	○	○	
厚生年金・国民年金受給中の人		21	年金証書・支払通知(写)	手もと証書	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○	
扶養申請者が別居の場合		22	送金証明書(3カ月分)	銀行郵便局				○	○		○	○						
前保険	今まで、他保険の被保険者・被扶養者であった人		23	社会保険資格喪失証明	前の保険者	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	今まで、国民健康保険の被保険者である人		24	国民健康保険証(写) もしくは、資格情報のお知らせ(写)・資格確認書(写)		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

・上記のうち該当する欄の○がついた書類をご提出ください。

・配偶者が被扶養者におらず、配偶者以外を被扶養者として申請する場合は、「夫婦共同扶養収入額確認依頼」に記載の添付書類をご提出ください。

・同居とは：被保険者と住居及び家計を共同とすることであり、住民票が同じでも、実際には別居の場合や、二世帯住宅で区切られており家計を共同としていない場合等は同一の世帯(同居)にはなりません。

・提出書類で認定できかねる場合は、再度続柄の証明できる書類(戸籍謄本)等の提出を求めることがあります。

・送金証明書について：送金の手渡しは仕送りの証明として認められません。 ※配偶者及び学生の場合は、「送金証明書」は不要です。

下記の収入がある者は被扶養者になれません。勤務先の健康保険組合または国民健康保険に加入して下さい。

・年間収入が130万円(対象者が60歳以上又は障害年金受給程度の者は180万円)以上の者。また、被保険者の年間収入の1/2以上である者。

- (年間収入又は月間収入に入るもの)
- 給与収入(パート、アルバイト等毎月の固定収入)
 - 年金
 - 雇用保険による失業給付
 - 不動産収入(貸地、貸家等の収入)
 - 営業所得(自営業、雑貨商等の収入)
 - 利息収入(株、銀行預金利息等の収入)
 - その他、収入と見做されるもの